

研究ノート

旧制佐賀高等学校と学徒出陣

秋 山 博 志

はじめに

図1は、昭和一八年一〇月二〇日に発刊された『写真週報』二九四号の表紙である。モデルは銃剣を装着した小銃を手にして軍事教練に励む早稲田大学の学生で、本号のテーマは「今ぞ学徒蹶起の秋」である。



図1

本週報が発刊された昭和一八年という年には、理科系及び教員養成学校以外の大学、高等学校及び専門学校（以下「高専校」という）等に在学する、学生及び生徒（以下「学徒」という）に対する陸海軍への徴集延期措置を停止して、入営・出征させる、いわゆる「学徒出陣」が行われる。

「学徒蹶起の秋」とは、一二月の入営に向けて、九月の繰上げ卒業、一〇月から一月にかけての臨時徴兵検査受検という、学徒に課せられた慌ただしい日程を指し示している。旧制佐賀高等学校（以下「旧制佐高」という）も例外ではなく、これらの動きと軌を一にして、徴兵検査に合格した生徒（主に文科の生徒）は、在学のまま又は繰上げ卒業後に進学先の大学から入営・出征して行った。本稿においては、佐賀大学の歴史の源流ともいえる旧制佐高と学徒出陣について検証を行っていく。

学徒と兵役

大日本帝国憲法のもとでは、日本国民は「兵役義務」を課されており、前年一二月一日よりその年の一月三〇日までの間に年齢が二〇歳（この年齢を「徴兵適齢」と称した。昭和一九年から一九歳に変更）に達する「帝国臣民タル男子」は兵役に適するか否かの判定を行う徴兵検査を受検する



図2

必要があった。^①昭和一六年頃の標準的な学制で計算すると、就学年齢満六歳で小学校に入学し、進学した場合には中学校五年を経て、高等学校高等科第三学年時に徴兵適齢に達することになる。^②

ただし、教育上の配慮から、兵役法は、中学校又は中学校と同等以上と認める学校に在学する者に対しては本人の願いにより学校の修業年限に応

じて年齢二七歳に至るまで徴集を延期しており、兵役法施行令は、さらに高等学校高等科在生徒の徴集延期年限を二五歳と定めていた。この徴集延期年限も逐次短縮されては行くが、高等学校の生徒は浪人や滞学等の理由により徴集延期年限に達する、又は在学徴集延期の手続きを怠る等の事由がない限りが在学中に徴兵検査を執行されることはなかった。^④

なお、在学徴集延期を希望する者は、卒業、退学、徴集延期年限到達等の延期事由が消滅するまで、毎年徴集延期の申請を行う必要がある、許可の都度、図2のような「徴集延期証書（筆者蔵）」が交付される。

在学徴集延期の停止

太平洋戦争の戦況は次第に悪化の一途をたどり、損耗した部隊への補充や本土防衛のため兵員の大規模動員が行われるが、その指揮官となる初級幹部の不足が喫緊の課題として浮上してくる。政府は、初級幹部の補充源として大学、高専校等の生徒に着目し、在学を理由とする「一般徴集猶予」ヲ停止シ、理工科系統ノ学生ニ対シ入営延期ノ制ヲ設「けることを、「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱（昭和一八年九月二一日）」において閣議決定した。

具体的には「在学徴集延期臨時特例（昭和一八年一〇月一日勅令七五五）」によって、兵役法第四一条第四項（戦時又ハ事変ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徴集ヲ延期セザルコトヲ得）を適用して「当分ノ内在学ノ事由ニ因ル徴集ノ延期ハ之ヲ行ハズ」と決定する。この措置により、理科系及び教員養成学校以外の大学、高専校等に在学中、徴兵適齢に達した生徒に対する徴集延期の措置が停止される。翌二日付で

「昭和十八年度臨時徴兵検査規則（陸軍省令四〇）」が制定され、同年一月二十五日から一月五日に徴兵検査（これを「昭和十八年臨時徴兵検査」という）を執行し、甲種及び第一・二種合格者は現役兵として二月に、第三種合格者は補充兵役、丙種合格者は国民兵役に編入の上で召集という形をとり、それぞれ入営を命じられることとなる。

現役徴集及び召集対象の拡大

陸海軍諸部隊の大動員は、当然のことながら多数の下士官・兵要員を必要とし、朝鮮に兵役法を施行（兵役法改正法律（昭和十八年三月一日法律四））、第二国民兵を兵籍に編入（兵役法施行規則改正（同年九月二一日陸軍省令三七））、台湾に兵役法を施行及び服役期間を満四五歳まで延長（兵役法改正法律（同年一月一日法律一一〇））と国民の幅広い年齢層や朝鮮や台湾にも徴集又は召集の対象を拡大していく。

さらに徴兵適齢も二〇歳から一九歳へ変更（徴兵適齢臨時特例（昭和十八年一月二三日勅令九三九））され、大正一二年一月二日から翌一三年一月一日まで及び同年一月二日から翌一四年一月一日までに生まれた者が、昭和十九年四月から八月末日までに実施される徴兵検査を受検することとなる。

陸海軍における初級幹部の養成コース

陸海軍はそれぞれ初級幹部養成のために各種の制度を整備しており、学徒は概ね次のコースに進んでいる。ただし、将校としての適性を欠く者

や、どのコースも志願しない者は下士官・兵として兵役に服することとなる。

陸軍幹部候補生

陸軍の予備将校、同下士官の補充制度である。改正陸軍補充令（昭和十八年五月一日勅令七一）によれば、志願資格は中学校卒業以上の学歴を有する者で、入営後約二ヶ月後に行われる検定の結果採用される。採用から二、三ヶ月後に「予備士官たる幹部候補生（甲種幹部候補生）」又は「予備下士官たる幹部候補生（乙種幹部候補生）」に区分され、甲種幹部候補生となった者は約三ヶ月の部隊勤務を経て陸軍予備士官学校、同騎兵学校、同野戦砲兵学校他に入校又は入営する。そこで約一ヶ月間野戦小隊長としての指揮能力を養成し、卒業後は曹長の階級に進んで見習士官を命ぜられ、四ヶ月の勤務を経て陸軍少尉に任官する。

陸軍特別甲種幹部候補生

「陸軍兵科及経理部予備役将校補充及服役臨時特例（昭和十九年五月五日勅令三二七）」に定める兵科及び経理部の予備将校の補充制度である。

幹部候補生制度と異なるのは、志願資格を大学令による大学の学部若しくは予科、高等学校高等科、専門学校、高等師範学校、師範学校本科、青年師範学校又は陸軍大臣がこれと同等以上の学校に在学している者とし、採用と同時に生徒として兵籍に編入し、陸軍予備士官学校又は陸軍経理学校又は陸軍大臣の定める部隊に入校又は入営させ、約一年間兵科又は経理部の将校に必要な教育を実施する。規定の教育を修了した時は、陸軍大臣の指定する部隊において、約六ヶ月間、そ

の本務に必要な勤務を習得する。部隊配当後、約二ヶ月で曹長の階級に進み、見習士官を命ぜられる。第一期生は、昭和二〇年八月陸軍少尉に任官する。

陸軍特別操縦見習士官

「陸軍航空関係予備役兵科将校補充及服役臨時特例（昭和一八年七月五日省令二七）」により、飛行機操縦要員の急速育成を企図して制定された制度である。志願資格は大学令による大学の学部若しくは予科、高等学校高等科、専門学校、高等師範学校（師範学校本科を除く）、又は大学令、高等学校令、専門学校令による学校若しくは中等学校卒業程度を入学資格とした修業年限二年以上の学校に在学した者とし、陸軍特別操縦見習士官を命じられると同時に曹長の階級を与えられる。陸軍飛行学校で約六ヶ月間航空関係の兵科将校として基礎教育を受け、各飛行隊で約六ヶ月間実務を習得し、入営して約一年で陸軍少尉に任官する。

海軍予備学生

「海軍予備学生規則（昭和一六年一〇月二一日海軍省令三七）」に基づき、大学令による大学の学部若しくは予科、高等学校高等科、専門学校又はこれと同等以上の学校卒業者で、海軍予備員を志願する者より採用する。採用後の身分は、少尉候補生に準じ、約一年の艦船部隊と諸学校等で行う教育課程修了後に、予備将校である海軍少尉に任官する。

海軍予備生徒

予備学生とほぼ同じ課程であるが、海軍予備員任用臨時特例（昭和一八年一〇月二三日勅令七九〇）により、大学の予科、高等学校高等

科、専門学校又は同等以上の学校に在学する者で海軍予備員を志願する者より採用する。教育課程卒業後は予備員たる海軍少尉候補生に任官する。

旧制佐高生徒及び卒業生の入営

旧制佐高の学籍簿は佐賀大学に引き継がれており、学徒出陣に関係する学年のものについて調査したところ、兵役事項が記載されているのは「昭和十六年入学 昭和十九年卒業（九月） 文科一組」⁶及び「昭和十七年入学 学籍簿 文科二組」の二冊のみであった。それも記載されているのは入隊年月日のみであり、入営部隊名に関する情報は記されていない。また、文部省通達により陸海軍への徴集者については、別途「徴集者名簿」⁷を作成する必要があったが、それらしき名簿も発見し得なかった。このため、他の公刊資料から該当する記事を拾い出して検証を行った。

昭和十八年九月文科系学生に対する徴兵延期が停止になり、十月からの半年間位は、次々と学窓から軍に出て行く友人の歡送のための、佐賀駅頭でのストームが、戦局の苛烈さと同時に、その見送った多くの友人の中の一人がYであった。

私は翌昭和十九年十月十日、新たに設けられた特別甲種幹部候補第一期生として、熊本市、熊本城宇土櫓の下の陸軍予備士官学校に入校、正に日曜日なしの猛烈な訓練にたたきこまれた。⁸

ここでいう「私」とは、昭和一九年九月卒業（文科二組）のKである。

Kは、陸軍特別甲種幹部候補生第一期生として、熊本陸軍予備士官学校に入校し、昭和二〇年二月一日から約一〇日間の福岡の兵営宿泊の折、軍曹となっていたYに再会する。Yが昭和一八年一〇月から半年の間の入営であれば、通常は約一年程度の在営期間では軍曹への昇進はあり得ず、幹部候補生に採用された上で乙種幹部候補生となり、予備下士官である軍曹に任官したものと推定される。Yは、Kとの再会後すぐに南方に出征し、Kは後日上官からYが海上において戦死したことを告げられる。

昭和一九年からは、卒業生及び生徒が現役兵として又は召集兵として次々に入営していく。

六月武徳殿で徴兵検査が行なわれた。甲種合格、第二乙種までが現役入営兵として本年末に徴兵されることになっていた。：九月、三年生年限短縮にて卒業。十月にこの年の現役入営者に徴兵令状が来た。：佐高の学徒勤労動員は、伊万里川南造船所へ、長崎三菱造船所へ、佐世保の海軍工廠へと向けられた。：勤労動員生活の中で、文科系生徒に次々と召集令状が届いた。

この年は「徴兵適齡臨時特例」による徴兵適齡の引き下げにより、従来の一〇歳に加え一九歳に達する生徒が徴兵検査を受検し、現役兵として入営又は補充兵又は国民兵として召集されていく。

図3は、徴兵検査が行われた武徳殿で、佐賀県庁の北側に位置し、現在は「佐賀県警察本部体育館」として使用されている。多少の改修が加えられていると思われるが、基本的には、このように室内はなるべく広く、採光が充分な場所が徴兵検査会場に充てられた。



図3

徴兵検査の結果、甲種及び第一・第二乙種合格と判定された者は、現役兵として一二月に入営し、第三乙種又は丙種合格と判定された者には、随時召集令状が届くことになる。一〇月に届いた「徴兵令状」というのは正しくは「現役兵証書」である。

何故、「文科系生徒」に限定して召集令状が届くのか

兵役法改正法律（昭和一八年一〇月三〇日法律一一〇）により「第四十一条第四項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期セラレザルニ至リタル者現役兵トシテ入営スベキ場合ニ於テ軍事上仍修学ヲ継続セシムルノ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ入営ヲ延期スルコトヲ得」とする条項が四五条ノ二として追加される。「軍事上仍修学ヲ継続セシムルノ必要アルトキ」の具体については、「修学継続ノ為ノ入営延期等ニ関スル件（昭和一八年一月一三日陸軍省令五四）」及び「修学継続ノ為ノ入営延期スベキ学校並延期期間（同日陸軍省告示五四）」により定められた。具体には、高等学校高等科の理科、その他理工系の専門学校、大学の工学部、理工学部、医学部、農学部等々が対象となった。

この点について陸軍省は、次のような見解を示している。

先般、軍の要員取得の必要に基づき、生徒をして速やかに現下決戦に参加させるため、在学徴集延期はこれを全面的に停止されたのであるが、医科または理工科等の一部の者は、全般の情勢の許す範囲において、その課程修得に必要な期間、修学を継続させ、有為の幹部として現在以上の実力を以て勤務させるため、徴集した年度内にこれを入営

させるのではなく、さらにその時期を延期させるを要する者があるので、命令の定むるところによってこれを延期し得ることにされた。

この入営延期は軍事上、修学を継続させるを要する者に限定されているので、従来の徴集延期の如く本人の願ひによるものと根本的に異なり、高度の国家性を付与されていることがその特色である。

また本人の身分は、徴兵検査で現役に決定せられた者は、その服役起算の日、分かり易くいへば徴兵検査を受けた年の十二月一日から現役に服すのである。従つて形においては、入営延期も徴集延期と同様、学生服を着て今までと同じ学校に通つて勉強するのではあるが、その心構へは全然異なるし、また軍としても必要と認めれば、在学中といへども躊躇することなく入営させるのである。¹⁰⁾

このように、徴兵適齢に達する生徒は、文科、理科を問わず徴兵検査を受検するよう義務付けられるが、理科で現役に適するという判定を受けた者は「入営延期届」を所轄の連隊区司令官へ提出すれば、一月二日より四月一日までの間に生まれた者は年齢二〇歳、四月二日より一月一日までの間に生まれた者は年齢二一歳を上限として、当該校の在学年限の終期まで入営を延期された。現役に適するという判定を受けた者に対しては、連隊区司令官から市町村役場を通じて、文科・理科共に現役兵証書が届くことになるが、前者に対しては入営部隊及び期日時刻等入営期日及び時刻が記された証書が、後者にはそれらの記入がなく、右上隅に「入営延期」の表示がある証書が届くことになる。

理科からの入営

調査の中で、唯一人理科の出身で入営しているのが、長崎市長を務めた本島等である。本島は、昭和一七年四月旧制佐高理科甲類に入学し、在学中に徴兵検査を受検し、昭和一九年四月一日に現役兵として福岡県久留米の山砲兵隊に入営する。入営後、甲種幹部候補生として熊本西部軍管区教育隊に編入され、砲兵の観測小隊長としての教育を受ける。¹¹卒業後は見習士官を命ぜられ、特別甲種幹部候補生の教育にあたり、熊本県旭野村（現菊池市旭志）で終戦を迎える。

兵役事項について若干の補足説明を行うと、本島は大正一一年二月二日生まれで、昭和一八年二月には徴兵適齢に達するため、「在学徴集延期臨時特例」の適用を受け、同年一〇月二五日から一月五日に執行された「昭和十八年臨時徴兵検査」を受検したものと推定される。検査の結果は、体格等位が甲種の次に現役に適する「第一乙種」と判定される。本島が在籍する旧制佐高理科は、同年一月一三日に公布された「修学継続ノ為ノ入営延期スベキ学校並延期期間」による「入営延期スベキ学校」に該当するが、本島自身が「入営延期スベキ延期期間」の上限年齢二〇歳に達していたため、入営延期の措置を受けることができず入営することになる。

海軍への入営

海軍への入営については、次の三名が判明している。

昭和一八年九月卒業文科甲類のIは、海軍兵科第四期予備学生のコース

へ進んでいる。¹²このコースは、臨時徴兵により昭和一八年二月一日指定された海兵団に入団し、同日海軍二等水兵を命ぜられる。二月一日から二〇日に各海兵団で実施された第四期海軍兵科予備学生採用試験に合格し、翌一九年二月一日海軍予備学生を命ぜられ、同年二月二五日海軍少尉に任官する。

昭和一九年九月卒業文科二組のYは、Iと同様のコースを歩むが、卒業を待たず、在学中に入営したため、海軍兵科予備生徒に採用されている。¹³昭和一九年二月一日海軍予備生徒を命ぜられ、同一二月二五日海軍兵科第一期予備生徒課程を卒業し、海軍少尉候補生に任ぜられる。昭和二〇年六月一日海軍少尉に任官する。

昭和一九年九月卒業文科二組のTは、海軍兵科第五期予備学生のコースへ進んでいる。昭和二〇年六月一日海軍少尉に任官し、昭和二〇年六月機銃群指揮官として軍艦伊勢（大正六年に就役した旧帝国海軍の航空戦艦）に赴任する。同艦は、米軍機動部隊艦載機による同年七月二四日の呉軍港空襲及び同二八日の空襲により大破し、乗組員に多数の戦死傷者を出す。Tは二八日の空襲により戦死する。¹⁴

朝鮮人留學生の入営

旧制佐高には、朝鮮からの留學生も在籍しており、彼らもまた学徒出陣の対象となっていた。

この学徒志願兵の最初の死亡者は「光山昌秀」上等兵であった。彼は咸鏡北道鍊城の出身で佐賀高等学校から京都大学に在学していたが「北

支」で鉄道警備にあたってるときに戦闘で死亡した。小磯総督は自宅に出向いて榮譽を讃えたという。やはり二階特別進級したとされている。¹⁵

『旧制佐賀高等学校菊葉同窓会会員名簿（以下「同窓会会員名簿」という）』によれば、光山昌秀の本名は「金昌秀」、クラスは文科乙類で、昭和一八年九月に卒業し¹⁶京都大学法学部に進学する。「学徒志願兵」というのは「昭和十八年度陸軍特別志願兵臨時採用規則（昭和一八年一〇月二〇日陸軍省令四八）」に基づく志願兵である。同規則は「戸籍法ノ適用ヲ受ケザル者ニシテ左ニ掲グル資格ヲ具ヘ陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノノ中本令ノ規定ニ依ル銓衡ニ合格シタル者ハ：直ニ之ヲ現役ニ編入ス」と規定し、志願資格を「本令施行ノ際徴兵適齡ヲ過ギ居ル者又ハ徴兵適齡ノ者」及び「兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期スベキ学校ニ本令施行ノ際現ニ在学スル者」と掲げている。この志願資格から明らかのように「在学徴集延期臨時特例」により昭和一八年一二月に入営する日本人学徒に足並みを揃えるべく朝鮮人学徒も現役兵として志願させる措置であり、約一月遅れの翌一九年一月二〇日に入営している。なお、この「学徒志願兵」は、実質は強制的なものであり、志願しない場合には休学の上、重点産業部門への徴用動員配置を命じられた。¹⁸

学業半ばで入営する者の学籍について

学業半ばで入営する者については、「昭和十八年臨時徴兵検査ヲ受クベキ学生生徒ニ関スル件（昭和一八年一〇月一九日文部次官通牒発専二四一）」により、「入営又ハ入団ノ学生生徒ニ対シテハ服役期間中休学ノ手続」

を行い、「大学、大学予科、高等学校、専門学校（之ニ准ズベキ学校ヲ含ム）ノ学生生徒ニシテ明年九月卒業ノ見込アリト認めラルル者ニ付テハ本年十一月ニ於テ仮卒業証書又ハ仮終了証書ヲ授与シ明年九月ニ於テ卒業又ハ修了」させるよう通知される。

引き続き「仮卒業ノ取扱ヲ受ケ入営入団中ノ者等ニ対スル大学入学者選抜方法ニ関スル件（昭和一九年六月二七日文部省専門教育局長通牒）」が通知される。出願資格は、「一、昨年仮卒業ノ取扱ヲ受ケ入営入団中ノ者、二、本年九月卒業ノ見込アリト認定セラレタル者ニシテ入営入団中ノ者（本項該当者ニシテ陸軍特別操縦見習士官、陸軍特別甲種幹部候補生、海軍予備学生生徒等ヲ志願シ本年六月十四日迄ニ入営入団シタル者ハ之ヲ含ム）」とされた。本島等の述懐にも、見習士官の頃に級友が来訪して担任が大学進学を進めている事を伝え、京都大学へ進学手続きを依頼するくだりがある。²⁰

何故このような措置が必要なのかというと、仮に入営中に卒業してしまうと、高等学校にも大学にも学籍が存在せず、復員した場合の復学先が無いことになってしまう。先の文部次官通牒は、入営した学徒を復員後速やかに学業に復帰させるための配慮といえる。

次に掲げる二つの事例は、旧制佐高出身者に関するものではないが、遠からず指揮官として戦場に赴くという明日をも知れない状況の中、書類の上だけの大学進学を拒否し出身校への帰属意識を強める者、あるいは進学を希望しつつも出身校との絆を大事にしようとする者、どちらも当時の学徒の心情の一端が表れていると考え、敢えて紹介するものである。

旧制第一高等学校（以下「一高」という。）第三年次に在学中に入営し、陸軍において勤務するM見習士官は、進学手続きを奨める一高教務課に対して、次のように書き送っている。ただし、結果的には同校教務課の説得

により、翻意して東京大学へ進学する。

死が目の前に迫っている現状から見て、自分としては、未知の大学の学生として死ぬよりは、既知の一高の生徒として死ぬのが本望です²¹

旧制第七高等学校（以下「七高」という。）出身で、久留米の陸軍第二予備士官学校在校中のY候補生は、昭和二〇年二月に発簡した書簡（筆者蔵）に次のように旧制高等学校生徒の象徴である白線帽への思いを書き記している。

大学入試に関する書類直ちに七高宛送りました。期日遅れてどうなる事か一切不明ですが、或ひは一次は駄目で二次に廻されるかもしれませんが。…白線帽は大事に取っておいてください。

拜啓先日米度る御手紙拜見。家老若皆元氣の様子を塔橋をう
ひす。自合も元氣一杯頑強に居ります。御安心下さい。
大学入試に関する書類直ちに七高宛送りました。期日遅いので
なるうか一切不明ですが、或ひは一次は駄目で二次に廻されるかも
知れませんが。二次は今期日のある様で本教授宛連絡を取
ておきます。光永にも二月一日入隊の通知が来た由、行ふ事は既に
持ち帰ったのでせう。又当地より送る小包ももう着いたと思ひ
ます。白線帽は大切に取っておいて下さい。当地の寒さ特に
酷しく毎日雪と風が荒んでおます。張切つて居ります。
久雄は一生懸命勉強して居るでせう。おぼあきんにも宜敷く
お傳へ下さい。元氣をやつておます。こは又暇の時に使します。

図4

結 び

『同窓会会員名簿』を開けば、現住所欄に「戦死」又は「戦病死」と記された名前が散見される。彼らは、学徒出陣により学業半ばにして入營し、戦地に斃れ、再び学窓に戻ることが出来なかつた生徒又は卒業生達である。しかし、彼らを含め、旧制佐高と学徒出陣について明らかにしたものはなく、本稿において若干の検証を試みた。

ただ文中でも述べたように、残された旧制佐高の学籍簿には、入営年月日等の限られた事項の記載のみであり、生徒及び卒業生が選択した陸海軍への進路の確認は数例に留まった。

しかしながら、僅か数例とはいえ、陸軍幹部候補生、同特別甲種幹部候補生、海軍予備学生、同生徒、さらには陸軍特別志願兵を含めれば、陸軍特別操縦見習士官を除く、陸海軍が準備した各種制度の内の主たるコースに進んでいることが分かる。

最後になるが、本来は大学卒業後に現実味を帯びてくる兵役が「在学徴集延期臨時特例」の施行によつて数年前倒して直面することになり、旧制佐高の生徒及び卒業生がこの事態をどのようにして受け止めたのか。また、同校教務課は、目まぐるしく変わる制度をどのように生徒に周知したのか等々、検証する過程で多くの疑問が生じた。このため卒業生に聞き取り調査も試みたが、年月が経過し過ぎていて残念ながら思うような証言を得ることは出来ず、課題が残る結果となった。

【註】

(1) 徴兵検査事務を執行する徴兵署は、通常四月一六日から七月三一日の間に開設された。

(2) 高等学校高等科への入学資格には、「中学校第四学年ヲ修了シタル者（高等学校令第十二条）」も含まれており、中学校四年からの受験も可能であった。

(3) 旧制高等学校の中には、尋常科（四年制）を設けた七年制高等学校もあったが、旧制佐高は高等科（三年）のみを設置していた。

(4) 兵役法施行規則第三二四条の規定により、在学を理由に徴集延期を許可された者に対しては、その年の徴兵検査は執行されない。

(5) 陸軍予備士官学校令（昭和十三年三月二五日勅令一三九）により、予備役将校となすべき生徒を教育するために設置された陸軍の学校である。その生徒は、甲種幹部候補生をもって充て、後に特別甲種幹部候補生が入学した。

(6) 旧制佐高のクラスは文科と理科に区分され、履修する第一外国語により、文科甲類（英語）、文科乙類（ドイツ語）、理科甲類（英語）、理科乙類（ドイツ語）に細分された。ただ、文科一組あるいは理科五組という表記を行う場合があるが、その理由は不明である。

(7) 「昭和十八年度臨時徴兵検査ヲ受クベキ学生生徒ノ取扱ニスル件（昭和一八年一月一九日文武部次官通知発專二四一）」において「入営又ハ入団ノ学生生徒ニ付テハ学籍簿ノ外別ニ学部、学科、学年別ニ入営期日、入営部隊名等ヲ記載シタル徴集名簿ヲ作製シ置ク」と規定されていた。

(8) 橋間他家男編『十五暇』（十五暇の会、一九八二年）、八三頁。

(9) 作道好男、藤田剛志編『不知火熾る 旧制高等学校物語（佐賀高校編）』（財界評論新社、一九六八年）、八六〜八七頁。

(10) 情報局編『週報』三七〇号（一九四三年）、九〜一〇頁。

(11) 昭和一九年四月に入営した場合「昭和十九年度幹部候補生ノ採用及取扱ニ関スル件（昭和一八年二月二三日陸密四七六八）」に基づいて、六月一〇日に幹部候補生に採用され、八月一〇日に甲種幹部候補生に区分されたものと推定される。

(12) 『海軍兵科第四期予備学生第一期予備生徒名簿』、九九頁。

(13) 同書、四二八頁。

(14) 後藤ヒロシ「戦艦「伊勢」呉軍港防衛戦」（丸別冊 終戦への道程）（潮書房、一九九〇年）、三五六頁、三六四頁。旧制佐賀高等学校菊葉同窓会『旧制佐賀高等学

校菊葉同窓会会員名簿』（一九八九年）、二四八頁。

(15) 樋口雄一『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』（総和社、二〇〇一年）、一二〇頁。

(16) 本来、高等学校高等科の生徒の在学期間は三年であるが「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十九年度臨時短縮ニ関する件（昭和一八年一月二五日文武部省令八〇）」により、繰上げ卒業となったものである。「佐賀高等学校学則」では、第二学期は、九月一日から十二月三十一日までである。

(17) 朝鮮人は、日本の戸籍法の適用を受けていないため、兵役法が朝鮮に施行された時の条文から引用すれば「朝鮮民事令中戸籍ニ関スル適用ヲ受クル者」となる。

(18) 樋口雄一、前掲書、一一八〜一九頁。

(19) 佐賀高等学校学則第一四条は「陸軍又ハ海軍ノ現役ニ服シ若クハ召集ニ応スル者ハ其ノ服役又ハ召集ノ間休学」と規定していた。

(20) 本島等『長崎市長のことば』（岩波書店、一九八九年）、五五頁。

(21) 一高十九年会『学徒出陣―星霜五十年』（編集刊行委員会『学徒出陣―星霜五十年―一高卒業五十周年記念文集』昭和出版、一九九四年）、二一六頁。

（佐賀大学学術研究協力部研究協力課）